令和２年度

# ② 奨学のための給付金のご案内（年額支給・7月～翌年3月分支給）

（高校生等奨学給付金）

## 1 奨学のための給付金とは

○滋賀県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、国公立の高等学校等に通う高校生等がいる低所得（道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が０円（非課税））の世帯の保護者等に対し、**返還の必要がない**「奨学のための給付金」を支給します。

○支給を受けるには申請手続きが必要です。

○高等学校等就学支援金（授業料の負担を軽減する制度）とは別の手続きですのでご注意ください。

## 2 対象者

令和２年７月１日現在において、次の資格をすべて満たす世帯である保護者等（注）

●高等学校等就学支援金、学び直し支援金または専攻科支援金のいずれかを受ける資格を有する高校生等がいる世帯

●生活保護（のうち生業扶助）を受給しているか、令和２年度（令和元年分）道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が0円（非課税）の世帯（保護者が２名以上いる場合は、その全員が非課税であること。）

●保護者等が滋賀県内に住所を有する世帯

※生徒および保護者等が以下に該当するときは、支給対象外となります。
・高校生等が特別支援学校の生徒である　　・保護者等が賦課期日に日本国内に在住していない
・児童養護施設等に入所または里親が養育している高校生等の保護者等であって、児童福祉法による措置費が支弁されている
・既に給付金の支給を、高校生等一人につき年１回、通算３回（定時制・通信制課程は通算４回、専攻科は通算２回）受けている（学び直し支援金の支給を受けている場合はこの回数に１回（定時制・通信制課程は２回まで）加えることができる。
(注)保護者等とは、高等学校就学支援金に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）第３条第２項第３号および高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和２年４月１日）第３条第１項第４号に規定する保護者等

## 3 支給区分について

次の①または②の該当する区分で申請してください。（申請書に該当区分のチェック欄があります。）

### ① 年額支給

対象者となる高校生　➤**在校生**（令和２年度新入生以外）
➤令和２年度**新入生で、給付金の年額一括給付を希望する方**（一部早期給付を申請していない方）

### ② 7月～翌年3月分支給

対象となる高校生　➤令和２年度**新入生で、一部早期給付の申請をされた方**
※早期給付の申請とは別に、７月～翌年３月分の申請手続きが必要になります。

## 4 支給額(※1)

| 世帯区分 | | 全日制・定時制 | 通信制 | 専攻科 |
|---|---|---|---|---|
| ① 生活保護世帯 | | 32,300 円 | 32,300 円 | 36,500 円 |
| ② 非課税世帯 区分①を除く | １人目 | 84,000 円 | 36,500 円 | |
| | ２人目以降（※２） | 129,700 円 | | |

※１　７月～翌年３月分の支給額については、７月１日時点の支給区分に応じた年額から、早期給付額を差し引いた額となります。早期給付額が年額を上回る場合は、早期給付額が年額となります。
※２　保護者等に扶養されている次のいずれかの兄弟姉妹がいる高校生等を言います。
・15 歳以上（中学生を除く）23 歳未満の者（生年月日が平成９年７月３日～平成 17 年７月２日の者）
・23 歳以上の高校生等

## 5 募集時期・必要書類

●募集時期　**令和２年７月から募集開始**

学校からの案内に基づき、学校の締め切りまでに申請してください。

●申請方法　各世帯区分に応じた必要書類をそろえて、**在学する高等学校等へ提出**してください。
申請書や記入例は、学校で配布しています。また、教育委員会のホームページからダウンロードすることもできます。

| 世帯区分 / 必要書類 | ①生活保護世帯 | ②非課税世帯（①を除く） | | | ③非課税世帯（生活保護世帯含む） |
|---|---|---|---|---|---|
| | 全日制・定時制・通信制 | 全日制・定時制 | | 通信制 | 専攻科 |
| | | 一人目 | 二人目以降 | | |
| 1. 奨学のための給付金認定申請書兼支給申請書（様式第１号その１） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2. 生活保護受給証明書（原本）<br>・令和２年７月１日以降に福祉事務所が発行したもので、**令和２年７月１日現在生業扶助が措置されていること**がわかるもの | ○ | | | | |
| 3. 保護者等の課税額を確認できる書類<br>・次のア、イのいずれかを提出してください。<br>ア　保護者等全員の**令和2年度（令和元年分）**課税証明書等<br>イ　マイナンバー貼付台紙（他の申請書類とは別に教育委員会へ郵送または持参していただく必要があります。） | | ○ | ○ | ○ | ○<br>※イは提出できません |
| 4. 健康保険証の写し　（１．の申請書に添付欄があります。）<br>・対象生徒本人のものは必ず添付してください。<br>・15 歳以上（中学生除く）23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹および 23 歳以上の高校生等がいる場合は、その兄弟姉妹のものも添付してください。 | | ○ | ○ | ○<br>※本人分のみで可 | ○<br>※本人分のみで可 |
| 5. 扶養誓約書 | | ４．で添付した保険証が国民健康保険の場合に提出してください。 | | | |
| 6. 在学証明書<br>・保護者等に扶養されている 23 歳以上の高校生等がいる場合に、その者について学校で証明を受けてください。 | | | ○<br>※23 歳以上の高校生がいる場合 | | |
| 7. 世帯全員分の住民票記載事項証明（原本）<br>・続柄入りで、世帯全員が記載されているもの | | ・４．で添付した保険証が国民健康保険の場合で、保険証の世帯主が保護者等以外の場合に提出してください。<br>・３．でイを提出する場合で、R2.1.1 日時点と R2.7.1 時点で住所が異なる場合は提出してください。 | | | |
| 8. 口座振込依頼書、通帳の写し<br>・申請者名義の普通口座を指定してください。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 9. 委任状 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 10. 個人対象要件証明書 | | | | | ○ |

※その他家庭の状況等により添付書類が必要となる場合があります。
※対象生徒が２人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請が必要です。

## 6 Q&A

○ **申請すれば必ずもらえるの？**　→　予算の範囲内で支給しますので、多くの方から申請いただき予算の上限に達した場合は、支給がなされないことや募集を中止することがあります。

○ **いつ頃もらえるの？**　→　11 月下旬～12 月頃を予定しています。審査状況により遅れる場合があります。

○ **祖父母と一緒に暮らしているが祖父母の収入も関係するの？**　→　親権者がいる場合は親権者の収入で判断します。その場合祖父母は含みません。

## 7 提出先・問合せ先

県内の国公立高等学校等に在学 → 大津高校教務課　山下まで　　電話：077-523-4702

※ 大津高校では現在奨学のための給付金の申請を受け付けております。 毎年申請が必要ですのでお忘れないように申請をお願いします。申請用紙は県のＨＰもしくは学校でお渡しします。